

「給水装置の材質の基準に関する省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

平成 24 年 9 月 6 日
厚生労働省
健康局水道課

標記について、平成 24 年 3 月 12 日から 4 月 10 日までの間、国民の皆様から御意見を募集させていただきました。

その結果を以下のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

○ 提出者数 個人 1 件 法人 3 件

○ 御意見の総数 6 件

○ 御意見の概要と御意見に対する考え方

| 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|--|
| (1) ア (ア) 及び (イ) 関係について、一般的に電気温水器では、減圧弁 1 次側に過大な圧力が加わった際に、その圧力を減圧弁 2 次側に逃す圧力逃し機構が設置されている給水用具があるため、減圧弁 1 次側に 1.75 メガパスカルを加えた場合、その圧力が減圧弁 2 次側に掛かり、給水用具に 1.75 メガパスカルが加えられることになり、本来の目的である給水用具に、加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を、加えることが出来なくなるため、解釈を記載した通知を発出してほしい。 | 改正内容の施行にあたっては、関係者に適切に対応いただけるよう、その内容の周知等に努めていきます。 |
| (2) ア (イ) 関係について、別表 2 の吐水口空間が確保されている場合は負圧破壊性能試験実施は省略、確保されていない場合は試験実施後合格すれ | 改正内容の施行にあたっては、関係者に適切に対応いただけるよう、その内容の周知等に努めていきます。 |

| | |
|---|---|
| <p>ば良いとする解釈ですが、解釈に誤解が生じやすいと思われるため、解釈を記載した通知を発出してほしい。</p> | |
| <p>(2) イ(ウ)関係の改正案において、全閉にした場合が追加されているが、全閉の場合を確認する必要はないのではないか。(同旨1件)</p> | <p>負圧破壊装置を内部に備えた給水用具の負圧破壊性能試験について、ダイヤフラム式の弁など給水一次圧力を利用して弁を閉状態に保つ構造の場合、全閉状態で負圧が生じた場合に一次圧の低下により弁が開き、通常的全開時と比べ開度が大きくなる可能性が考えられるため、全閉の条件による試験を追加したものです。</p> |
| <p>(2) ア(イ)関係については施行までの猶予期間を延長してほしい。</p> | <p>御意見を踏まえ、(2) ア(イ)に係る施行日は見直すこととします。</p> |
| <p>(2) ア(イ)関係以外についても全体に猶予期間を設けてほしい。</p> | <p>(2) ア(イ)以外については、新たに開発された多様な給水用具に対応した用語の見直しや試験方法の明確化など、迅速な施行が適切と考えています。</p> |

その他、お寄せいただいた御意見については、今後の施策の実施に当たり、貴重な御意見として承らせていただきます。

御意見募集に御協力いただき、ありがとうございました。